

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
十日市場中学校 プール底補修工事（錆発生部部分補修）
- 2 履行場所
横浜市緑区十日市場町1501-42
横浜国立十日市場中学校
- 3 契約日
令和8年6月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年6月4日から令和8年6月12日まで
- 5 契約金額
1,100,000円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市港南区芹が谷4-31-18
近代フィニッシング株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プールの底に錆が発生し、このまま放置すると生徒が怪我をしてしまう恐れがあるため、緊急契約により応急措置を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜国立十日市場中学校